



情報(第5号)



働き方改革

1 建設業労働者の死亡

亡太郎（仮名、当時 25 歳）は、（平 15 年 9 月 6 日）始業時間を過ぎて、出社せず、携帯電話も応答がないため、倉吉店の同僚 2 人は、亡太郎宅まで様子を見に行った。インターホーンを押しても応答がないので、（妻）に連絡を取って来てもらい、鍵を開け、室内に入ったところ、亡太郎が、下着 1 枚の姿で、布団も掛けずに倒れているところを発見した。亡太郎の死亡推定時刻は同日の午前 2 時頃であり、発見時には、既に息がなかった。

亡太郎の時間外労働時間は、発症前 1 か月目、同 3 か月目の時間外労働時間は 100 時間に極めて近い 99 時間 22 分、95 時間 14 分となっていたものであり、それ以外の発症前 7 か月以内の時間外労働時間は 55 時間から 78 時間と相当長時間となっていたもので、量的に明らかに過重であったとすることができる（広島高判松江平 21. 6. 5 判時 2068-85）。過重な精神的及び身体的負荷が認められるときは、会社は、安全配慮義務違反に基づく損害賠償義務を負うとして、この事案では、総額 6, 000 万円近い損害賠償が命じられています。

2 安全配慮義務

雇傭契約では、労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう安全配慮義務を負っているとします（最高裁判所第三小法廷昭 59. 4. 10 民集 38-6-557）。

また、労働契約法（平成 19 年制定）5 条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定し、法的にも、安全配慮義務が明確にされています。

そしてこの安全配慮義務とは、労働場所の設備のみならず、過重労働に起因する脳、心臓疾患死を防止すべく、使用者が従事する勤務時間などにおいて適切な措置を採るべきとすることが裁判所の態度です。前掲広島高判松江はそれに違反しているといっているわけです。

3 働き方改革法律案要綱

働き方改革を推進するための法律案要綱が公表されています（厚生労働省 HP）。時間外労働の上限につき、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80

時間(休日労働含む)を限度とし、月 60 時間超の時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止するとしています。長時間労働の是正は、働き方改革の中心的な課題であるとともに、困難が伴う事項といえ、現時点からその実現に向けて取り組みをするべきです。

※ 建設事業等は、猶予期間を設けた上で前記の規制が適用されます。

4 働き方改革に向けて

労働基準法違反として問題となった電通のHPをみてみましょう。(長時間残業の)原因は、過剰なクオリティ志向、過剰な現場主義、強すぎる上下関係など、独自の企業風土が大きな影響を与えていると考えております。36 協定違反が出てしまったことにつきましては、36 協定を順守するというコンプライアンスの意識が希薄であったこと、またその結果として長時間労働を容認していたと述べられています。一言でいうと、長時間残業を容認する「文化」があったのです。

ウチの社長は勤務時間に関係なくモーレツに働き、暗黙のうちにそれを奨励する空気から、従業員もモーレツに働くことが根付いていないのでしょうか。企業は、出勤時間、退勤時間、勤務時間を正確に把握する必要があります。売上げは大事です。けれどもそのために従業員を犠牲にすることは許されない時代であることを認識し、①強制退社、②ノー残業デー、③定時退社の強制、④毎日の時間外労働の制限、⑤時間外労働上限設定、⑥時間外労働を申請方式とし管理者が認める場合だけ認めるやり方、など各企業で工夫していくことが大事です。就業規則も働き方改革に合致したものであるかを検討しましょう。

当法人では、職場環境の把握や就業規則の作成又は改正を通じて、働き方改革に貢献し、労働者が健康で働き、企業の事業実績向上となるべく取り組みをしています。

働き方改革は、産業全体が取り組むべき課題であり、当法人の活動に協力いただける企業を探しています。是非ともご連絡をお待ちしております。

末筆ながら、本年は、大変お世話になりありがとうございました。企業と労働者の発展及び健康のため努力を重ねてまいります。

ご意見・ご質問があればお寄せください。勿論、訪問によってもお受けします。なお、本情報が不要であるときは、お手数ですが、電話・FAX・メールによりお知らせください。

年金相談では、相談者の情報をご持参ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp